

労働法コラム 第41回

「違法企業の公表」



黒崎合同法律事務所
溝口 史子 弁護士

ついで」という通達を出しました。これは、労働時間関係法違反の企業名公表の基準を「月100時間を超える違法残業」から「月80時間を超える違法残業」に緩和し、行政指導の段階で企業名等を公表しやすくするものです。

この通達では、複数の事業所を持つ社会的に影響力の大きな企業について、1年程度の期間に2か所以上の事業所で、

1 厚生労働省は、違法な長時間労働を減らすため、平成29年1月20日付で「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業上で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表に

- ・ 監督指導において、1事業場で10人以上又は当該事業場の4分の1以上の労働者について、①1ヶ月あたり80時間を超える時間外・休日労働が認められること、かつ、②労働時間関係法違反(労働時間、休日労働、割増賃金の違反)であるとして是正勧告を受けている
- ・ 監督指導において、過労死

等に係る労災保険給付の支給決定事案の被災労働者について、①1ヶ月あたり80時間を超える時間外・休日労働が認められ、かつ②労働時間関係法違反の是正勧告又は労働時間に関する指導を受けている。

- ・ 上記と同程度に重大・悪質である労働時間関係違反等が認められる場合に、労働基準監督署長が企業幹部に対し是正指導、勧告を行い、この指導後もなお違法状態が確認された場合には、労働局長が経営トップに対し是正を図るよう指導を行い、自主改善や啓発、再発防止を図る目的で企業名を公表するものとされています。
- 2 こうした流れを受け、平成2

9年5月10日、厚生労働省のHP上で、労働基準関係法令違反の疑いで送検・公表した事案や、上記平成29年1月20日通達の基準を充たした事案について、全国334件の企業名等が一斉公開されました。

(<http://www.mhlw.go.jp/kin/ku/dl/170510-01.pdf>)

今後は、毎月の情報更新が予定されています。公表された内容は、企業名・所在地のみならず、違反法条や事案概要に及んでおり、その企業がどんな違法行為を行ったかが分かる内容となっています。企業名公表期間は1年間で、期間内には正・改善が確認された企業は、HPから削除されま

- 3 企業名を公表されると企業にとってはイメージダウンとなるため、違法企業に対する事実上の制裁となり、違法行為の抑止につながる事が期待されます。

また、企業体質に関する労働者の情報共有ツールとしても利用していきましょう。



第68回福岡県労連評議員会

5月27日13時30分から福岡市の九州ビル会議室で、福岡県労連第68回評議員会が開かれました。

評議員会は、2017年春闘の総括、これからのたたかい(夏季闘争)、共謀罪成立阻止に向けたたたかい、第三四半期の会計報告などを議題として開かれました。

13人の評議員の発言で、すべ

ての議案は補強され、満場一致で採択されました。

監視・密告社会を作り、労働運動の破壊につながる「共謀罪」創設に反対し、憲法を守り、生かすことを求める特別決議(案)を満場の拍手で確認したのちに、江口議長の前頭で団結頑張ろうを行い閉会しました。



江口県労連議長の前頭で元気一杯がんばろう

「原発のコストを考える」学習会が開かれた



「原発なくそう!九州玄海訴訟北九州地域原告団」は、6月10日(土)13時からウエルとばた多目的ホールで、大島堅一龍谷大学教授を招いて学習会が開かれ、原告など120人が参加しました。

「火力や水力など他のエネルギーに比べ原子力はコストが安い?」「福島や原発の廃炉費用を国民負担にする」「使用済み核燃料の最終処分に関する費用は?」「自然エネルギーは決して高くはない。」「原発はリスクが多く、決して安くはない。」など、わかりやすく話してくれました。

北九州地区労連ニュース

2017年 6月号 No. 128

発行 北九州地区労働組合総連合
連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
ホームページ http://www.geocities.jp/k_roren/

解雇・残業代未払い・パワハラ
あきらめないで電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

フリーダイヤル
0120-378-060

093-921-0747 k_roren@ybb.ne.jp

第71回評議員会が開かれました 共謀罪廃止のたたかいに全力を！

第71回評議員会が6月9日18時30分から、戸畑生涯学習センターで開催しました。

今回開催の評議員会は、9月10日(日)に予定している第29回定期大会準備のために役員検討委員会など各種委員会の設置、役員定数の確認と併せ、2017年春闘の総括、夏季闘争方針の確認、第3四半期収支報告、2016年度決算見込み、2017年度暫定予算(案)などの財政議案について、協議・確認する極めて重要な機関会議です。

評議員会には、加盟組合から選出された評議員、役員、来賓など47名が出席しました。来賓には前田憲徳弁護士が駆けつけてくれました。

評議員会は、佐野副議長の開会あいさつで始まり、議長団を選出した後、主催者あいさつに立った永富議長は、「来週にでも共謀罪を」強行採決しようとしている安倍暴走政権をストップさせ、自民公明維新などを少数に追込む為に、地区労連は野党共闘前進の為に、全力を尽くそう」と述べまし



評議員会は永富地区労連議長のあいさつで始まりしました

た。前田弁護士は「極めて重要な局面になった共謀罪の廃案を求めるとたたかいて、6月14日に小倉駅前広場で廃案をめざす集会を開きます。多くの組合員の参加を！」と訴えました。

議案の提案は、1号議案「2017年春闘総括」、4号議案「夏季闘争と当面の取り組み」について道下事務局長が提案し、2号議案「2016年第3四半期決算報告」、3号議案「2016年決算見込み」、5号議案「2017年暫定予算」について堀田副議長が提案し、質疑討論に入りました。地域ユニオン澤山評議員が裁判の経過について、学嘱労津留評議員が給食嘱託職員の雇用について、市職労懸谷評議員が学校給食民営化について、地区国公仙道幹事が国家公務員の退職金削減などについて、福建労久保評議員が建設アスベスト裁判について発言しました。



議案提案を熱心に聞き入る評議員

すべての議案は満場の拍手で採択・承認されました。

中山副議長の閉会のあいさつの後、永富議長の団結カンパニーで締めくくられました。

評議員定数は56で、成立は38人の出席です。今回も出席評議員数は27人ととどまっています。次回の第72回評議員会では美出席数で38人を上回るようにしたいものです。

雨あがり

今年「資本論」第1刊行150年、来年はマルクス誕生200年という。学習協の先輩から雑誌「経済」の特集号を勧められた。

そういえば書棚に「資本論」の解説書や「資本論」がいくつもあったと思ひ見てみるとなんと次々に出てきた。「資本論」と今日の時代、マルクスと「資本論」全3巻、「資本論」はどのようにして形成されたか、「資本論」全三部を読む・全7分冊。いずれも不破哲三著でした。「資本論」もマルクスエンゲルス全集・5分冊、長谷部文雄訳著第1巻、宮川実訳の学習版「資本論」も出てきた。こんなに沢山出てきたが、本当に読んでいるのかと思ひ、ペーシを繰ってみた。なんと赤の傍線が引いてあったり、読んだ日付が書き込まれていたりしている。

「資本論」は棒読みで7か月近くかかっていた。退職後の暇な時だからでしょう。2度ほど積読してました。資本論は経済、哲学を現在社会に適応した現在のバイブルと呼ばれてもいますが「論語読みの論語知らず」と言われるように中身はよく解りません。

最近の経済、政治情勢からもう一度資本論をとマルクス人気とともに読んでみたいと思ひますが、何しろ年ですからね。

なんで年がせい。(和)

切実な労働相談が増えています 納得のできる解決で、笑顔で感謝！感謝！

北九州地区労連のおおきな取り組みの一つに労働相談があります。地区労連の労働相談の大きな特徴は、電話・メールでの相談でもその場でアドバイス、解決するのでなく、実際に面談し事実を詳細に分析し、問題の本質、法的な問題、相談者がどうしたいのかを聞き取り、最善の方法で解決をめざしているところです。

この場合の最善の方法とは、団体交渉や弁護士に依頼しての労働審判、訴訟です。

これまで地区労連は、様々な労働問題を解決してきましたが、たどたどしい結果が完全に負けた(何も成果が無かった)事案は、この6年間には1件しかないといつことは評価できる事実だと思えます。

つまり必ずある程度の成果を勝ち取っています。
5月は5月末あるいは6月初旬をもって解雇(雇止め)をするという事案が立て続けに4件もありました。あまりにも使用者の身勝手というか、違法意識の欠如をいうか、使用者のモラルハザードが激しくなってきています。

最近の相談事例では、① シニアフィットネスクラブで業績悪化による整理解雇された女性労働者 ② 介護施設の事務員が入職19日で不眠症を申告しなかつたといつて解雇などがあります。また、いじめやパワハラでうつ病に罹患したケースも

数多くあります。相談者からの相談は必ず来局していただき面談で詳細に聞き取り、要求としてまとめ会社と交渉を行って解決をめざしています。
労働者の権利を守るために、一人でも入れる労働組合、北九州地域一般やJ-M-T-U、建交労、自治労連公務公共一般などの活躍が大いに期待されています。北九州地区労連は今後も労働相談からの組織化も含め、各加盟組合と連携してたたかいます。



三菱ケミカル物流の上司によるいじめ・パワハラとたたかう友田さん

21校の直営校を残してもっと充実した学校給食を！ 2つの学校給食署名にご協力を！

学嘱労組合員は「雇止め反対」と雇用の継続を求めて毎年運動を積み重ね、昨秋には、教育委員会から4時間パートの雇用を1年引き延ばす事を勝ち取り、20年度からも学校給食職場で頑張っている。しかし教育委員会は特別支援校7校をのぞく全ての一般校を全面委託する方針を変えていません。

民間委託校では働く従事員の労働条件が悪いため、人の入れ替わりが多く、大量調理の技術や衛生管理が身につかず色々な問題が起こっています。教育委員会もこのことは認め検証しなければならぬと発言しています。
直営校はもう21校(特支7校を含む)しか残っていません。何を

が問題なのか早急に検証し、未来を担う子どもたちのいのちと健康を守る学校給食が全て民間委託で良いのか、考えるべきです。
一度民間委託になれば元に戻すことは、並大抵のことでは出来ません。そのためにも今残っている直営校の民間委託を中断して見直す事をもとめて、学嘱労は2万の署名に取り組みます。

学嘱労も参加している「子ども達にあなたたい学校給食を届けよう会」では直営校の存続と給食費の無償化などを求めて運動を進めています。
学嘱労の署名とあわせて「届けよう会」の署名にご協力をお願いします。

北九州市の学校給食を守るための要求署名
北九州市の学校給食改善請願署名
北九州市長 教育長
北九州市議会議員 氏名
北九州市の学校給食の直営校は、民間委託が進む中で平成29年度は140校、30年度は10校に減少する見込みです。直営校は現在140校中21校を残して民間委託校が目指す。多く働き続けることができず、民間委託校に異議を申し立てる。直営校で働く職員は、民間委託校に異議を申し立てる。直営校で働く職員は、民間委託校に異議を申し立てる。直営校で働く職員は、民間委託校に異議を申し立てる。

「共謀罪」強行に怒りの集会 採決無効、「共謀罪法」の即時廃止を！ 共謀罪法案、自・公異常手段で採決強行



市民団体もたくさん参加しアピール

共謀罪法案は、自・公・維による国政史上類を見ない異常な手段で強行採決されました。激しい怒りを感じています。

このような暴挙を行う「自公政権に鉄槌をくだしたい。」「共謀罪の廃止をめざし引き続き頑張らなければ。」と、6月14日18時、北九州憲法協同センターと平和をあきらめない北九州ネットの緊急呼びかけで、この日に強行採決がなされるであろうと予測された、共謀罪（組織的犯罪処罰法改正案・「テロ等準備罪」法案）の強行採決を阻止するため、緊急に開かれた集会は、緊急の呼びかけでしたが150人を超える労働者、弁護士、学者、女性などが参加し怒りに燃える集会となり、司会を北九州地区労連の道下事務局長が務めました。



顔なしも、共謀罪反対のチラシを配布

この共謀罪法は、日本の刑法の基本原則（実行行為の結果を処罰する）を無視し、国民の内心を盗聴・密告などで探り出して処罰できるといふ、憲法違反の法律です。政府は一般人には適用されないなどと最初は言っていました。が、国会での追及が進むにつれ、どんな組織が犯罪組織なのかがあいまいで、一般人でも捜査機関の判断で適用の可能性があることが判明しました。そしてこの法律はもともと国際的な犯罪組織（マフィアなど）の取り締まりのための条約締結に必要だと政府は説明してきましたが、それもおウソだったことが明らかになりました。この日の集会では、自由法曹団、北九州市民の会、新婦人の会、年金者組合、国民救援会、門司地区労など10団体から発



道下事務局長の首に大きな手錠がみえます

言・訴えがあり、北九州地区労連永富議長もアピールしました。加計学園問題などで追い詰められた安倍政権は、14日深夜からの参議院法務委員会での採決を省略し、中間報告」を参議院本会議で行うという「禁じ手」を使って、15日早朝に強行採決をしました。平和をあきらめない北九州ネットは、安倍政権の前例を無視する異常な手段での強行採決に抗議し、廃止を求める緊急集会を6月15日18時から小倉駅前広場で開き、100人を超える労働者・市民が結集して安倍政権の不法なやり方に抗議し共謀罪の廃止を求めました。参加していた、弁護士、労働者、教員、政治家、市民などが次々とマイクを握り、「共謀罪法案の危険性」「強行採決の異常さ」などを訴



共謀罪反対！ チラシ配布も元気一杯

え、引き続き廃止に向けたたたかいの強化を訴えました。

最後にユニオン北九州の本村委員長長の「野党共闘で断固安倍政権をたおそう」と呼びかけ、団結力ンパローで締めくくりました。

この共謀罪の公布は6月21日、施行は7月11日という異例の速さです。7月11日から先は国民の内心の処罰が合法化されます。これは民主主義の破壊であり絶対に認められません。すみやかに廃止に追い込まなければなりません。この法律を廃止に追込む為には、野党と市民が協力して総選挙で勝利して自民公明とその補完勢力を少数派に追込むしか方法はありませぬ。地区労連は共謀罪を廃止に追込む為の、野党共闘を大きく前進させるたかいたかに取り組まなければなりません。